

国立大学法人京都大学会計実施規則の一部を改正する規則

国立大学法人京都大学会計実施規則(平成16年4月1日総長裁定制定)の一部を次のように改正する。
別表第2第1表(第8条関係)「農学研究科等」の項中「用度掛長」を「第一経理掛長」に改める。

附 則

この規則は平成16年11月1日から施行する。